

〈論 文〉

エドモンド・バークのフランス革命観 —その君主政崩壊の原因分析に着目して—

貫 龍 太*

概 要

本稿の目的は、エドモンド・バークが 1790 年の主著『フランス革命の省察』を中心に行ったフランス君主政の崩壊の原因分析と、その分析の中で示される原理的な思想について考察することである。バークが描出するフランス君主政の崩壊と専制的民主政の成立は、病的な野心に取り付かれた自由主義貴族、「革新の精神」を寛容する宮廷政府、「古来の国制」への回帰に拘泥するパリ高等法院という、フランス政治を主導すべき 3 主体の意思決定が連鎖することによる、短期的かつ予期せざる政治的失敗としての性格を有する。バークはこの分析を通じて、階層的な社会において自らにふさわしいと主観的に想定する地位を求め行動することで社会秩序を回復させる「名誉の原理」と、家族内における財産の世襲相続と国民における古来の国制の継承とを類比的に思い描くことで政治秩序に一貫性と安定性をもたらす「相続の理念」を提示し、擁護した。

I はじめに—研究史整理に基づく問題設定

エドモンド・バーク（Edmund Burke, 1729/30-1797）の主著『フランス革命の省察 *Reflections on the Revolution in France*』（1790，以下『省察』）は、そのタイトルが指し示すように、フランス革命を反省的に考察することを、唯一のではないものの主たる目的の一つとしている¹⁾。そのため『省察』に含まれるバーク思想を、バーク自身の認識や思考様式から遊離させることなく把握するためには、バークのフランス革命論が理解されていなければならない。しかし実際には、それが重要な研究対象とみなされるようになったのは、1980 年代以降のことではない。その外在的要因として、イギリスでは政治家の行動原理として理念やイデオロギーよりも個人的、党派的利益を重視するネイミア主義的歴史研究が主流となったこと²⁾、アメリカでは「バーク・リヴァイバル」³⁾に象徴されるように、バークのテキストからトマス主義的な自然法哲学を抽出する政治哲学的アプローチが主流となったことなどが考えられるものの、より内在的な原因として、Michael Freeman が指摘するように、バークのフランス革命論が、革命を旧体制の転覆を図る集団の悪しき意図と計

* 京都大学経済学研究科

1) 『省察』のもう一つの主要な目的は、フランス革命に呼応してイングランドの政治・宗教制度の改革を要求したリチャード・プライス（Richard Price, 1723-1791）を中心とするイングランド急進主義の批判である。バークのイングランド急進主義批判について詳細は貫 [2017]、貫 [2021] を参照せよ。

2) 必ずしもネイミア主義的とは言えないものの、ネイミア的な政治史研究を前提として行われたバーク思想研究として、O' Gorman [1973] を参照せよ。Frank O' Gorman は、バークの政治思想を、やや過剰にイギリス政党政治の文脈に引き付けて解釈している。

3) 「バーク・リヴァイバル」を代表する研究として、Stanlis [1958] を参照せよ。

画が実現したものとみなす陰謀論であり、学術的分析に値しないとみなされたことに求められるであろう⁴⁾。

実際には、仮にバークのフランス革命論が陰謀論でしかなかったとしても、そのことが必ずしもバークの議論を学術的に価値のないものとするわけではない。J. G. A. Pocock が 1980 年代に行った一連のバーク思想研究は、陰謀論とみなされてきたバークのフランス革命論を、政治経済の言説に位置付けることで、その思想史的意義を明らかにしたものである。Pocock によれば、バークは、フランス革命における文人と貨幣利害による教会財産国有化とそれを担保とした新紙幣アッシニアの発行を、フランスの道徳的・社会的・政治的秩序の歴史の一貫性と安定性を破壊して流動化する政策として批判しており、これは貨幣や金融資産の流動性を社会的・政治的安定を脅かす要因として憂慮した 18 世紀イギリスの言説を継承した議論であると評価することができるのである⁵⁾。

バークの陰謀論としてのフランス革命論を言説史的観点から考察した Pocock の研究と同時期に、バークのフランス革命論を陰謀論とみなす通説では見逃されてきたバークの議論の諸側面に着目する研究も現れ始めた。例えば F. P. Lock や岸本広司は、バークのテキストの丁寧な読解によって、バークのフランス革命論に複数の論理を見出している。Lock が『省察』の執筆過程、その内容とレトリック、同時代の反応、解釈史を網羅的に論じたモノグラフによれば、『省察』の中で描かれるフランス革命は、1789 年に召集された全国三部会に大土地所有者が選出されず相対的に低い社会的地位の人々が選出され、全国三部会議員が「人間の権利」に訴えたことで、政治における経験が軽んじられ、土地所有の安定性が脅かされたという側面と、キリスト教道徳に支えられた社会秩序観が崩壊したという 2 つの側面がある⁶⁾。また岸本は、『省察』におけるバークのフランス革命論を、社会の階層秩序が解体され平等化された「水平化の革命」、その有効性が証明されている経験と歴史に基づく政治に代わりその実益について定かではない理論に基づく政治が行われるようになった「抽象的理論の革命」、フランス啓蒙思想によって古来のキリスト教道徳が放棄された「道徳の革命」の 3 点に集約している⁷⁾。

バークのフランス革命論を陰謀論とみなす通説を批判して、バークのフランス革命論のより分析的な議論を自覚的に析出した最初期の研究として挙げられるのが、先述の Freeman である。バークを反急進主義ないし反革命の理論家として描くことを目指す Freeman によれば、バークのフランス革命論には、確かに陰謀論—知識人の陰謀と自由主義貴族の陰謀—としか言いようのない議論が存在する一方で、革命前フランスの状態の考察に基づいて革命の原因を分析する議論もみられる。特に Freeman は、革命前から、宮廷を中心とするフランスの政治エリートの間で啓蒙思想が普及し、それが統治を弱体化させたというバークの認識に注目している⁸⁾。

バークを一貫した政治改革者として描く James Conniff は、バークを反革命の理論家とみなす Freeman の解釈に異議を唱えつつ、バークの散発的なフランス革命分析は 2 つの議論へと集約されると整理する。すなわち、バークは一方では、哲学者と結びついた政治家が王権と貴族を攻撃し

4) Freeman [1980] p. 188.

5) Pocock [1982=5], Pocock [1987], Pocock [1989].

6) Lock [1985=2010] pp. 62–99.

7) 岸本 [2000] 568–603 頁。

8) Freeman [1980] pp. 188–236.

たことによってフランス革命はもたらされたと主張する一方で、革命前のフランスの指導者が必要な改革を怠ったことで、革命派を利することとなってしまったとも主張した⁹⁾。つまりフランス革命の引き金となったのは、(Freeman が解釈したように) 宮廷政府の性急な改革ではなく、むしろ宮廷政府における改革の不作為であったとバークは分析したと Conniff は解釈している。

J. C. D. Clark は Stanford 版『省察』の「序文」において、Conniff と同様にバークの 2 種類のフランス革命論を看守する。Clark によれば、一方でバークは革命前のフランス絶対君主政を非難するとともに全国三部会の開催を制限君主政の実現に向けた平和的かつ立憲的な進歩として称賛しており、フランス革命をその改革の途上における、明確な原因がないがゆえに合理的に説明しえず予測不可能な「突然の理解しえない出来事」とみなしている。しかし他方で、文明社会における道德的紐帯と信仰心を解体した啓蒙思想家によって先鞭がつけられ、全国三部会議員選挙で当選した国民議会議員によって実現された、権威と秩序を破壊する平等原理による暴力と無法の支配という「黙示録的な破滅という結末にその発端から定められていた」というフランス革命観をバークは同時に提示している¹⁰⁾。

2012 年の *The Cambridge Companion to Edmund Burke* においてバークのフランス革命論に関する 2 つの章 (Hampsher-Monk [2012a], Hampsher-Monk [2012b]) を担当した I. Hampsher-Monk によるバークのフランス革命分析の解釈は Clark のそれと類似するものの、同時に見過ごすことのできない相違も存在する。Hampsher-Monk は、文筆家と貨幣利害の結合をフランス革命の原因の一つとみなすバークの陰謀論的革命論を再提示しつつ、この革命観と並行して、全国三部会議員選挙において第一・第三身分の土地利害が選出されなかったという「混沌とした過程」としてのフランス革命観の存在も提示する¹¹⁾。つまりバークにとって全国三部会選挙の結果は、Clark によれば啓蒙思想家による長期的な陰謀の必然的帰結であったのに対して、Hampsher-Monk によれば偶然的出来事であったとされる。

Richard Bourke は 2015 年の浩瀚なバークの思想的伝記研究において、Conniff, Clark, Hampsher-Monk と同様に、『省察』における 2 つのフランス革命分析の併存を指摘する。Bourke によれば、バークは、一方で人間の自然的平等の理念がフランス政治に持ち込まれることで全国三部会が解体し国民議会へと変容するプロセスを分析しつつ、他方で反聖職者主義的かつ反土地所有貴族的な政策を国民議会が行う原因を、革命に先立つ文人と貨幣利害の同盟にさかのぼって分析している。Bourke の解釈の独自性として、バークのフランス革命分析における、2 つの「裏切り」の重要性に注目したことが挙げられる。第一に、貴族でありながらも第一・第二身分の特権批判を行った、いわゆる自由主義貴族による全国三部会議員選挙時の選挙工作の重要性を Bourke は指摘する。第二に、王権に反発するパリ高等法院が古来の国制としてのフランス君主政崩壊に加担したことが有す

9) Conniff [1994] pp. 215-249.

10) Clark [2001] esp., pp. 69-85. Clark は『省察』における 2 つの革命観の併存をバークの政治的人格の重層性に帰着させている。Clark によれば、説明不可能な改革の不幸な失敗としての革命観は、名誉革命の支持者にして絶対君主政を批判し自由を擁護する「ウィッグのバーク」によるものであり、啓蒙思想の必然的帰結としての革命観は、後に「トーリー」と揶揄され「19 世紀保守主義の触媒」ともなった「もう一人のバーク」によるものであるという。

11) Hampsher-Monk [2012a] esp., pp. 204-207.

る重要性を Bourke は指摘する。これらを総括すると、自由主義貴族による選挙工作によって平等主義的な議員が当選し、かつパリ高等法院が王権への復讐のためにフランスの古来の国制の構成を改変したことで、当選した平等主義的議員が実権を握り、フランス君主政は崩壊した、と Bourke の解釈は要約することができる¹²⁾。

以上より、Freeman から Bourke に至る先行研究において、パークのフランス革命論が、全国三部会の召集から国民議会の成立に至る短期的な政治的変動としての革命分析と、貨幣利害と結合した文人による長期的な啓蒙思想の普及の必然的な帰結としての革命分析の2つからなることについては共通了解となっていること、そして後者の解釈については Pocock の研究以来、大きな解釈上の相違がないことがわかる。それに対して、短期的な政治変動としてのフランス革命分析については、宮廷の改革の行き過ぎが革命をもたらしたと解釈する Freeman と、改革の遅れが革命をもたらしたと解釈する Conniff との間に明確な解釈上の対立が存在する。また、Clark と Hampsher-Monk は、ともにパークの政治的革命分析に偶然性の要素を看守しつつも、それをどの政治的局面に関する議論の中に見出すかについては解釈が対立している。さらに、Bourke はパークの政治的革命分析における、自由主義貴族とパリ高等法院の「裏切り」の側面を強調し、それに中核的位置づけを与えているという違いがみられる。それゆえ、短期的な政治変動としてのフランス革命に関するパークの分析をめぐる解釈史は、単に発展だけでなく解釈の相違をも含んでいる。

以上の先行研究整理を踏まえて、本稿では、文人と貨幣利害のフランス革命への影響を問うパークのフランス革命分析に比べてより解釈間の相違が明瞭にみられる、パークによる短期的な政治的変動としてのフランス革命分析に焦点を定めて、その全体像を明らかにするとともに、パークがその分析を通じて擁護したより原理的な思想を明らかにする。本稿の結論を先取りすると、パークが分析する限りにおいて、フランス君主政の崩壊は、宮廷政府、高等法院、貴族という3つの主体の思惑と失策の絡み合いがもたらした予期せざる短期的な革命であり、上述の先行研究はいずれも、主体のいずれかを考察から除外しているか、あるいはその複合性を十分認識しえていないように思われる。また原理的な思想についていえば、パークは革命分析を踏まえて「名誉の原理」と「相続の理念」の価値を積極的に擁護したことが示される。これら2つの思想自体は研究史上言及されてきたけれども、パークのフランス革命の政治的分析の全体像を踏まえて改めて分析すると、その意味内容や具体的な用法は、研究史上の理解といくつかの相違がみられる。この点については本稿本体の議論の中で個別に論じたい。

本稿ではパークのテキストとして『省察』を主たる分析対象としつつも、それ以外の著作や書簡も場合に依りて参照することで議論の補強を図る。さらにパークのフランス革命分析は必ずしも体系的かつ時系列順に提示されておらず、散発的に行われていることから、本稿ではパークの議論の分析と並行して、定評のあるフランス革命史研究に依拠して全国三部会の召集、選挙及び開催、そして国民議会の成立といった出来事の連鎖を確認することで、パークのフランス革命分析を時系列順に再構成する¹³⁾。

以上の議論を行うために、本稿は次のように構成される。次章（第2章）では、革命前フランス

12) Bourke [2015] pp. 676–739.

13) フランス革命史研究として、本稿では特に柴田他編 [1996] 335–406 頁、Doyle [2018]、山崎 [2018]、マクフィー [2022] を参照した。

における宮廷政府および世論に関するパークの理解を確認する。第 3 章では、全国三部会の召集が決定され、それを受けて行われた、全国三部会議員選挙における自由主義貴族の選挙工作とそれが世論に与えた影響に関するパークの議論を分析する。第 4 章では、宮廷政府とパリ高等法院の失策、そして国民議会議員の利己的な反乱によるフランス君主政の崩壊についてのパークの叙述を再構成する。終章では本稿の分析結果の要約と今後の展望を示す。

Ⅱ アンシャン・レジーム期フランスの君主政と世論

パークのフランス革命分析は、1774 年 5 月 10 日のルイ 16 世の即位の時期を起点とする。革命前のフランス君主政をパークは、「無制限ないし悪しき制限を受けた君主政」すなわち絶対君主政のなかでは最善のものではあったと評価しつつも、「民衆の代表 a popular representative による定期的な点検を受けない君主政」において「長年をかけて蓄積された」弊害を有していたと述べる¹⁴⁾。しかしその弊害の是正は、「過去 15,16 年間のフランス統治」(p. 300/166 頁) すなわちルイ 16 世の即位以降、すでに宮廷政府主導の改革によって進められていたという。

あの廃止された政府の行動を数年前にまで遡って検討した人ならば誰でも、宮廷には必ず付き物の一貫性のなさや動揺の最中にも、国の繁栄と改善に向けて真摯な努力がなされてきたということを見逃すはずはない。また、長年にわたりこの努力がなされてきたことによって、国家に蔓延していた悪しき慣習や慣行が場合によっては完全に一掃され、多くの場合に相当程度矯正されてきたことを認めざるを得ない。さらに、臣民の身柄に対する、疑いなく法と自由とは両立しない主権者の無制限の権力ですら、その行使において日々益々緩和されていったことを認めざるを得ない。(p. 299/165 頁)。

宮廷主導の改革は、フランス史において 18 世紀後期におけるフランスの啓蒙専制主義と呼ばれている現象であり¹⁵⁾、パークはその成果について基本的には好意的に評価していることが分かる。しかしその一方で、宮廷政府主導の啓蒙はそれ自体のなかに将来の動乱(革命)の種を抱えていたとパークは暗示する。

改革を拒絶するどころか、その政府は、非難にすら値するほどの容易さで、この問題に関するあらゆる種類の計画と計画者に向かって開かれていた。革新の精神 the spirit of innovation に対してはむしろあまりにも多くの好意が寄せられたのであり、この精神は、ほどなくそれを涵養した人々に向かって牙をむき、最後には彼らの破滅をもたらしたのである。(pp. 299-300/165-166 頁)

14) Burke [2001] p. 294, 邦訳 160 頁。以下『省察』からの引用は本文の引用後に英文と邦訳のページ数のみ表記する。

15) 18 世紀後期フランス君主政の「啓蒙専制主義」化については、例えば柴田他 [1996] 277-285 頁、山崎 [2018] 3-16 頁を参照せよ。

この記述から明らかなように、宮廷主導の改革の原動力である「革新の精神」に対するパークの態度は両義的である。「革新の精神」は、「国の繁栄と改善」、「悪しき慣習や慣行」の撤廃、「法と自由とは両立しない主権者の無制限の権力」の緩和といった改善をもたらした一方で、（後述するように）フランスの古来の君主政崩壊の原因ともなった。

さらに、宮廷が改革を推進していただけでなく、社会もまた改革を要求していた。しかもその要求は君主政の転覆ではなく、既存の君主政を維持した改革であった。全国三部会議員選挙において各選挙区の3身分が選出代表に与える委任命令である陳情書は「かの統治の改革案で一杯であったが、その破壊計画のごくわずかな暗示すらされていないかった」とパークは述べる（p. 294/160 頁）。また、改革は民衆だけでなく特権身分によっても望まれていた。第二身分が代表に与えた陳情書の中で、「彼らは他のどの身分にも劣らず、熱烈に自由の精神 the spirit of liberty を息づき、強く改革を要求していた」のであり（pp. 304-305/170 頁）、第一身分も第二身分と同様とされている（p. 309/175 頁）。それゆえ少なくとも「1789 年初頭」のフランスには、既存の絶対君主政の改革を通じて、「自由な国制」すなわち君主政に身分制議會を加えた制限君主政を実現するというコンセンサスが存在していたとパークは回顧している（p. 305/170 頁）。

しかしながら、制限君主政への移行がフランス国民に望まれつつ宮廷政府によって進められていたにもかかわらず、「その〔陳情書における〕指示と革命との中間の時期に問題が変形した」（p. 294/160 頁）。この中間の時期に、「あらゆる争議とあらゆる対立が、その後相互抑制の統治 a government of reciprocal controul に代わって専制的な民主政 a despotic democracy がより好まれるようになったことで発生」し、専制的な民主政を支持する党派が勝利した（p. 305/170 頁）のだと述べられている。

以上より、ルイ 16 世治世下における宮廷政府主導の改革の延長線上で全国三部会の復活による制限君主政の実現は目指されており、それは特権身分を含む全フランス国民に支持されており、かつ少なくとも全国三部会議員選挙のある段階までは、平和裏にその実現が進められていた。それにもかかわらず、その後わずか数カ月間の間に突如として世論が変化し、君主政が崩壊し、最終的に専制的な民主政へと転落したというのが、パークによるフランス革命の政治的分析の素描である。『省察』を中心とするテキストにおいて、パークはなぜこのような事態が発生したのかについて詳細な分析を行っている。その分析を整理すると、全国三部会議員の構成が社会的階層を反映していない原因とその結果の分析と、フランスの古来の国制である全国三部会が崩壊し国民議會に変容する過程の分析からなる。次章では、全国三部会議員の構成に関するパークの議論を再構成する。

Ⅲ 全国三部会代表者選挙

1 全国三部会議員の構成と自由主義貴族の裏切り

フランス革命史学の一般的理解によれば、1789 年の全国三部会に選出された三身分の代表者の属性は、それ以前の三部会と大きな相違を見せていた。すなわち、かつての三部会は、第一身分の高位聖職者、第二身分の貴族、そして第三身分といえども貴族と同等の社会的地位を有する貴族層から選出されており、農奴や職人はもちろん、法律家等の知的専門職が三部会に選出される例はきわめて例外的であった。それに対して 1789 年の全国三部会では、第一身分では下級聖職者の割合が全体のおよそ半分を占めた。第二身分では従来通りの爵位貴族からの代表者が多数を占めたもの

の、第三身分においては最も多く選出されたのは法律家であり、それに加えて医者や公債生活者といった相対的に裕福な都市生活者、いわゆるブルジョワジーが多く選出された。つまり 1789 年の全国三部会には、社会的地位の低い市民が多く選出されたのである。

全国三部会における第一・第三身分議員の構成に関するパークの分析は、大枠において上記通説と一致している。まず第三身分の選挙結果について、パークは、「国政の中で実際の経験」を持つ人物 (p. 194/53 頁) と、「国土の自然的な土地利害 the natural landed interest of the country」 (p. 198/57 頁) が選出されなかった点を問題視するとともに、彼らに代わって選出された、最大数の「法律業の中でも下級の、無学で、機械的作業に従事する、単なる道具的な人員」に過ぎない「法律実務家 practitioners in the law」 (p. 196/54 頁)、次点の「医師業 the faculty of medicine」¹⁶⁾ 出身者、次いで「観念的価値しかない自分たちの紙切れ紙幣を、なんとしても土地という確かな実質に換えようと熱中している」人種とされる「株式や債券の売買業者」 (pp. 197-198/56-57 頁) の資質の欠如を強く批判する。パークによれば、法律実務家と医師はフランスにおいて社会的評価の低い職業であり、失うべき世評を有しないため、彼らは私益を追求するためには世間から非難を浴びる手段に訴えることも厭わない。それゆえ、彼らが権力を握った場合、その権力を「節度をもって担ったり思慮深く行動したりするなど、全く期待することなどできない」。特に法律実務家は訴訟によって「何であれ所有権を疑わしく不明確で不安定なものとする」と仕事をしてきたため、彼らはその職業上の能力を用いて、財産所有を不安定化させる「訴訟を起こしやすい憲法 *litigious constitution*」の作成に「加わる *join*」¹⁷⁾ ことで利得を得ようとするに違いない、という侮蔑的な理解をパークは示している (p. 197/55-56 頁、強調はパーク)¹⁸⁾。

第一身分の選挙結果についても、「財産の一般的保障」と「公共の目的に対する代表者の適格性」がほとんど考慮されていない点において第三身分のそれと変わらないという理解をパークは示す。パークによれば、第一身分の代表には高位聖職者がほとんど選出されておらず、地方出身の貧困な下級聖職者から多く選出されていた。彼らは「絶望的貧困におちいり、俗人のものであれ教会のものであれ、財産であればすべて羨望以外の目をもって見るができない」ため、法律実務家と同様に所有権の不安定化に好機を見出すことから、第一身分は第三身分の「積極的協力者か、せいぜい受動的道具」に過ぎないとパークは断定する (pp. 200-201/59-60 頁)。

16) パークは医師業について、「病床の傍らは政治家や立法者を育成する学校ではない」 (p. 198/56 頁) という揶揄的な記述を行っていることから、断定はできないものの、一般に近世ヨーロッパにおいては職人に属する相対的に低い身分とされていた外科医だけでなく、病人の容態を確認し薬を処方する内科医をも含む医療にかかわる職種全般を含む業種として「医師業」と呼んでいるように思われる。パークが第三身分代表議員に求めた社会的地位は相当高かったことが伺える記述であろう。

17) 本稿次節で考察するように、パークは法律実務家を含めた第三身分議員は自由主義貴族の選挙工作で当選したと考えているため、法律実務家は「訴訟を起こしやすい憲法」作成の実行犯に過ぎず計画犯ではないと認識している。

18) 岸本は法律実務家や医師に対するパークの評価を「保守主義者にしばしば見られる古い職業観や大衆観」 (岸本 [2000] 575 頁) と評しているけれども、特に法律実務家に関する議論は、パークの認識の古さというよりも、法律実務家という職業に対する敵意を感じさせるものである。パークの権利を巡る訴訟に対する嫌悪感は『省察』の他の個所でも表明されており (p. 183/42 頁)、パークの社会観を考察する上で重要な点と推測される。

以上より、バークは第一・第三身分議員の構成を概観することで、国政における経験不足、土地を所有する貴族層の不在、所有権の不安定化に対する私的な利害関心という全般的特徴を示している。

議員の構成に関する議論に続けて、バークは単に政治家としての資質を欠くだけでなく、所有の安定にとって危険ですらある人物が選出された原因に議論を進める。1789年の全国三部会議員選挙は革命史学においても論点の一つであり、一部の自由主義貴族が選挙期間中にその資金力と組織力を活用して著述家を雇い、第一・第二身分およびその支持者を批判するパンフレットの作成・出版・流通を支援したこと、それによって、フランス全土で特権身分対第三身分という対立構図が受け入れられた結果、特権身分を批判する「愛国派」が多く当選したことが明らかにされている¹⁹⁾。

バークによる選挙結果の原因分析は、第二身分における「性質が荒々しく不満を抱いた名家の人間」が、第一・第三身分から貴族層に敵対的な社会的階層を多く当選させて彼等を自分たちの「新しい追従者」とすることで、第一・第三身分の貴族層から権力を奪う計画を立てたというものであり (p. 201/60 頁)、革命史学における上記の解釈と部分的に一致する。自由主義貴族が具体的にどのような選挙工作を行ったのかについて『省察』では述べられていないものの、1790年11月19日の書簡では、フランスにおける「御しがたい暴徒の無秩序」の責任を「オルレアン公爵、ミラボー、バルナブ、ベイリー、ラメット、ラ・ファイエットおよびその他のあの党派の者ども」に帰しており、彼らは「大量の金銭を使用してフランス全土の民衆を彼らが実際にしでかした非道な行為へと教唆した」とバークは非難している²⁰⁾。さらに『省察』の翌年に出版された『新ウィッグから旧ウィッグへの上訴 *Appeal from the New to the Old Whigs*』(1791)でも、全国三部会議員選挙における陳情書作成の段階ではフランス社会に深刻な党派対立が存在しなかったにもかかわらず、人間の自然的平等を説く「人間の権利」の主張によって、突如として特権貴族対民衆という対立構図が世論に普及したと指摘している (この点については次節で詳述する)²¹⁾。つまりバークもまた革命史学における理解と同様に、全国三部会開催に先立って自由主義貴族がその資金力と組織力を利用して文筆家を雇い、「人間の権利」をスローガンとするパンフレットを大量に発行、流通させたことで、貴族層に敵対的な社会的階層の人間が第一・第三身分で多く選出されたと理解していたと推測される²²⁾。

19) オルレアン公爵を中心とする選挙工作の詳細については、Kelly [1979] を参照せよ。

20) Burke [1969] 'To Philip Francis—19 November 1790', p. 172.

21) Burke [2015] pp. 456–457, 邦訳 671–673 頁。なおこれ以外にも、例えば 1791 年の書簡 (Burke [1969] 'To the Comtesse de Montrond—25 January 1791', pp. 210–213), 1796 年の『一貴族への手紙』(Burke [1991a] pp. 173–175, 邦訳 834–837 頁) 及び同年の『弑逆書簡』の「第二書簡」(Burke [1991b] pp. 291–292) において、自由主義貴族の裏切りがフランス革命の引き金となったという認識をバークは一貫して示している。

22) 本稿脚注 17 でも指摘したように、バークは「人間の権利 rights of men」を「自分たちの確実な相続物を、すべての粗暴で訴訟好きの精神 every wild litigious spirit による奪い合いによって粉々に千切ってしまう曖昧で思弁的な権利」と批判する際に、「人間の権利」の「論説家」として、『省察』の主要な論駁対象である『祖国愛について』(1790)を執筆したイングランド急進派のリチャード・プライスと同時に「アベ＝シエース」すなわち『第三身分とは何か』の著者として有名なエマニュエル＝ジョゼフ・シエース (Emmanuel-Joseph Sieyès, 1748–1836) にも言及している (p. 183/42 頁)。バークが選挙期間中に愛国派として活躍した文筆家の筆頭とし

恵まれた政治的・社会的・法的地位に生まれた貴族が、なぜ選挙工作によって他の貴族層を追い落とし、さらなる権力の追求を行ったのかという動機の問題について、パークは、究極的には「説明不能」と述べている。なぜならば、自由主義貴族もまた貴族であるため、自らに近しい存在に愛着を持つことが、本来は「自然」だからである。近しい人間に対する愛着を祖国愛さらには人類愛へと向かう自然な動機とみなすパークの有名な章句は、この文脈の中で提示されている。

社会のなかで自分が属している小さな一区画に愛着を持つこと、そしてその小さな一隊を愛することは、公共への愛の第一の動機（いうなれば萌芽）である。これこそ、我々を導いて祖国と人類への愛へと進ませる、長い連鎖の最初の輪なのである（p. 202/60 頁）。

貴族が同輩貴族の利益を追求するのは自然であり、それゆえ貴族が貴族層の利益に反する行為を行うことは不自然であるため、合理的な説明を行うことができないということを、パークは病気に例えつつ次のように述べる。

もしもこの種の人間の貪欲な欲望に何らかの制限でも設けられたり、自分の意中の目標に他人の参加が許されたりすると、たちまちにして、その強欲の中で満たされずにいた渴望の空洞を、復讐心と嫉妬心が満たすのである。彼らは病に罹った情念の錯乱によって度を失い、理性は混乱し、考えは漠然として道筋がなくなる。それは、他人からすれば説明不能で、彼ら自身にとっては不確かである。彼らはすべての定まった事物の秩序 any fixed order of things の中に、その無原則な野望を遮る障壁を全方位に見出す。しかし、混乱という霧と靄の中にあつてすべてが茫漠となり、あたかも限界が全くないかのように見えてくるのである。（p. 203/60 頁）

自由主義貴族は見境のない権力欲に取り付かれるという病的な心理状態に陥った結果、「人間の権利」の理論を用いる著述家を追隨者として利用することで貴族層に対する民衆の敵意を煽り、自らは「愛国派」として民衆に阿ることで、近しい存在であるはずの同輩貴族を追い落として権力の独占を図った、というのが、パークによる自由主義貴族による裏切りの動機に関する説明である²³⁾。

貴族の中に病的野心を有した裏切り者が発生する原因についてのパークの記述は明快ではないものの、パークは内乱期イングランドの廷臣である初代ホランド伯爵（Henry Rich, 1st Earl of Holland, 1590-1649）の名前を挙げて、ホランド伯爵とその家族は「王座から気前よく恩賞を与えられた」にもかかわらず内乱において「自ら醸し出したその不満に発する反乱に加担」したという、

てシエースを特に強く念頭に置いていたことは、パークが他の文筆家の名前を挙げていないことからほぼ確かだと思われるものの、高橋和則がその博士論文で行っているように、『省察』のフランス革命分析を『第三身分とは何か』に対する理論的反駁として読解するのは、（高橋自身も部分的に認めるように）やや困難なように思われる（高橋 [2017] 207-244 頁）。

23) 柴田三千雄によれば、愛国派の拠点となった政治クラブの筆頭であるパリの「30人委員会」の55人のメンバーのうち50名が貴族であり、その約半数を15世紀まで家系をさかのぼりうる名門の帯剣貴族が占めていた。ルイ14世期の中央集権化以来、名門の帯剣貴族は政治から遠ざけられており、不満を抱く家系からアメリカ独立に共鳴し国制改革に取り組む青年貴族が登場したという（柴田 [2012] 172-176 頁）。パークが自由主義貴族の裏切りを個人の野心に帰着させる解釈を行ったのは、貴族（特に名家の帯剣貴族）が新興貴族への嫉妬心と旧体制への不満を抱くようになったフランス固有の構造的要因を認識していなかったからだという推測も成り立つ。

裏切り者の廷臣としての通俗的なホランド伯爵像²⁴⁾を記述している (p. 203/60-61 頁) ことから、他の貴族に不合理な嫉妬心を抱く野心的な貴族は常に一定数発生するとパークは想定していたのではないと思われる²⁵⁾。

つまり、病的な野心を有した貴族の同輩貴族への裏切りは、ある意味で明確な発生原因の特定できない偶然と呼べる出来事であり、このような貴族が発生するかどうか、単なる政治的混乱がイングランド内乱やフランス革命のような歴史的な革命へと悪化するかどうかの分水嶺として、パークは認識していたのではないかと考えられる。全国三部会の選挙結果は貴族の不合理な裏切りの帰結とみなしていることから、少なくとも『省察』において、パークは全国三部会の選挙結果を、革命前のフランス社会の長期的動向とは相対的に独立した、偶然性の高い出来事とみなしていたと考えられる²⁶⁾。

2 世論への影響—「名誉の原理」に関する英仏内乱との比較論

フランス貴族の裏切りが偶然的なもの、すなわち彼らが裏切らない可能性も十分に考えられたからこそ、自由主義貴族に対するパークの批判は苛烈なものとなる。パークは、法律実務家や下級聖職者の当選をもたらした自由主義貴族の選挙工作がフランス世論における「名誉の原理」を破壊したことについて詳細な議論と批判を展開しており、本節ではこの議論を考察する。

「人間の権利」を説く文筆家を利用した自由主義貴族による裏切りが、フランスの社会規範や社会秩序、国家政策にまで悪影響を及ぼしていることをパークは反語的に述べている。

高い身分の人びとが、目的一つ定かではない野心のためにあらゆる尊厳の観念を犠牲にして、下等な道具を用いて下等な目的の実現を計る時、全体の構成もまた下等で下賤になる。何かこれに類したことがフランスで起きてはいないだろうか。何か下卑で不名誉なもの、すべての政策全般にある種の卑しさ、なされているすべてのことのなかに個人と共に国家のすべての威厳と価値を低める傾向が、生み出されてはいないだろうか (p. 203/61 頁)。

このようにパークは問いかけた後、「あなた方の国 [フランス] にあっては、名誉の原理 a principle of honour に則って行動すべき地位にある人は一人残らず貶められ、地位を奪われてしまった」 (p. 205/63 頁) と結論付ける。ここでパークは、自由主義貴族の選挙工作による選挙結果にのみ言及しているわけではないことは明らかである。「尊厳の観念」を犠牲にした彼らの行動は、フランスの社会規範にも影響を及ぼし、「名誉の原理」を破壊してしまった、とパークは述べているのである。

24) 内乱期には王権と議会との間で忠誠対象の変更を余儀なくされた貴族を裏切り者呼ばわりする中傷が横行し、中傷された貴族は自身の一貫性を主張し汚名返上に尽力したことを Hopper [2010] は明らかにしており、ホランド伯爵はその代表例として位置づけられている (Hopper [2010] p. 242)。

25) 自由主義貴族の動機を論じるためにホランド伯爵の例を持ち出す点から、パークが英仏の貴族社会を同一視していた可能性が示唆される。この可能性は、本稿脚注 23 で推測した、フランス固有の構造的要因に関するパークの認識不足が、パークがイングランド同様にフランスでも貴族の構造的内部分裂を無視し得るものとみなしたことに起因するのではないかと、というさらなる可能性を示唆する。

26) それゆえ、本稿の解釈は、選挙結果は文人と貨幣利害の長期的陰謀の帰結であるとパークは分析したと解釈する Clark よりもむしろ、パークは選挙に至る経過を予期せざるものとみなしたと解釈する Hampsher-Monk に接近する。

「名誉の原理」が意味する内容は、パークが自由主義貴族と対比的に提示する、内乱期イングランドの新型軍司令官にして共和政期の護国卿であるオリヴァー・クロムウェル（Oliver Cromwell, 1599-1658）に対する評価から明らかになる。パークはクロムウェルを、「国家の転覆」という「罪」を侵した点で非難しつつも、個人の野心の実現と、社会における平和と秩序の回復を両立することで、その野心を「聖なるものとした sanctified」と称賛する（pp. 203-204/61-62 頁）。パークによれば、クロムウェルがこれら 2 つを両立できたのは、彼が「自覚された尊厳、高貴な誇り、良き生まれにふさわしい名誉心と競争心」を意味する「名誉の原理」を内面化しており、この「名誉の原理」に基づいて、「社会における彼ら本来の地位 their natural place in society」を要求したからであった、という（pp. 204-205/62-63 頁）。この「社会における彼ら本来の地位」という表現から明らかなように、「名誉の原理」とは、他者からの称賛を求める自尊心から利他的行動を導出する原理ではなく、自分に本来ふさわしいと主観的に想像された社会的地位に就くことを名誉に感じるとともに、そうでない地位には甘んじないという、きわめて内面化された名誉心を意味する²⁷⁾。また、「名誉の原理」が「自覚された尊厳、高貴な誇り、良き生まれにふさわしい名誉心と競争心」と言い換えられているように、内面化された名誉心は、良き家柄に生まれ、神によって定められた「事物の秩序」を信じ、常に社会からの尊敬を得る環境で育ち、自らの地位と役割に対する誇りを慣習的に抱くことによって体现することが可能であるため、「名誉の原理」は、社会の指導的存在である「真の自然的貴族」に固有の資質—『新ウィッグから旧ウィッグへの上訴』においてパークはその資質と条件を長々と列挙している²⁸⁾—である。

もっともパークは、「名誉の原理」が内乱によって混乱したイングランドに秩序を回復させたメカニズムについてあまり論じてはいない。しかしながら、ユグノー戦争における「ギーズ家、コンデ家、コリニー家」、「ずっと静かな時代にありながら内乱時の精神で行動したりシュリユー家」、「内乱のなかに」育まれた「アンリ 4 世とシュリー」といった、内乱に実際に直面したかあるいは直面したかのように行動したフランスの大人物たち²⁹⁾に関する以下の記述から、「名誉の原理」の持

27) 荻谷千尋は、パークの名誉の原理を、統治者、被治者が世評を気にすることで情念の行き過ぎを自発的に抑制する社会的作法＝習俗 manners として解釈した Pocock、犬塚元、Bourke の研究（Pocock [1982=1985], 犬塚 [1997], Bourke [2000]）に異論を唱え、パークにとって名誉とは有徳な政治的行為に対して事後的に与えられる公的報酬であったと解釈する（荻谷 [2012]）。荻谷の指摘は、習俗論と名誉論とが完全には一致しない点を明らかにしたことにおいて示唆的であり、また「名誉の原理」が他者からの称賛を必ずしも必要としないという点において本稿と一致する。ただし、Bourke はパークの世評による動機づけを必要としない名誉観を析出していることから、（荻谷の整理とは異なり）むしろ本稿や荻谷と近い解釈を提示しているように思われる。

28) Burke [2015] pp. 448-449, 邦訳 662-663 頁。

29) Sato が指摘するように、ここで列挙されるフランスの人物たちを『省察』の別の箇所では批判的に評価しており（Sato [2018] pp. 99-100）、結果として彼らに対するパークの評価はクロムウェルのそれと同様に両義的である。パークは「ギーズ家」のサン・バルテルミの虐殺への関与を（パリ市民の残虐性は「ギーズ家」のそれと似ているというパリ市民を揶揄する目的ではあるものの）指摘するとともに（pp. 312-313 / 178-179 頁）、アンリ 4 世がしばしば私益を追求し、臣民に恐怖心を与えることを忘れず、計略や残虐な行為に訴えることを躊躇しなかったことを指摘している（pp. 305-306 / 170-171 頁）。クロムウェルも含め、ここで列挙された人物たちに対するパークの両義的な評価は、あくまでも「名誉の原理」が社会の混乱期に発揮される秩序回復原理であり、

ち主の行いが社会に模範として広まり、人々に自然な社会秩序への復帰を促したのだ、というパークの認識を読み取ることができる。

かつてのフランスが、あらゆる国民において知られている中でも最も長く凄惨な内乱からほとと一息ついたその瞬間、実に速やかにそこから回復し浮上した速さは瞠目に値する。なぜであろうか。あらゆる殺戮にもかかわらず、彼らが国における精神を抹殺しなかったからである。自覚された尊厳、高貴な誇り、寛大な名誉心と競争心は死に絶えてはいなかった。反対に、それは火をつけられ燃え盛ったのである。国の諸機関も損なわれたとはいえ存続していた。名誉と美德に対するあらゆる報酬、あらゆる報い、あらゆる殊遇も残っていた（pp. 204-205/62-63 頁、強調はパーク）。

それゆえパークにとって「名誉の原理」は、既存の法・政治制度が機能しない内乱のような緊急事態において発揮されることで、階層的秩序観を普及させ、社会に規律をもたらす秩序回復原理であったと考えられる。

自由主義貴族の裏切りによって国民議会という狭い政治の世界で水平化がなされたとしても、フランス社会が階層的な秩序を有しかつその秩序の維持を望むのであれば、政治にも階層的秩序を回復しようとする力学が働くとも考えられるが、パークはそのような考えなかった。

あなた方の国にあっては、名誉の原理に則って行動すべき地位にある人は一人残らず貶められ、地位を奪われてしまった。彼らが生の充実感を抱くことができるとすれば、それは、僅かに無念と屈辱のあまり憤怒に燃え立つときだけである。しかしこの世代もまたすぐに過ぎ去るだろう。次の世代の貴族は、いつも彼らの同輩になり時には主人ともなる職人や百姓、金融業者や高利貸、そしてユダヤ人に似るであろう（p. 205/63 頁）。

自由主義貴族による裏切りの影響は現世代に限られず、将来においてもフランス社会を水平的に固定化するであろう、という悲観的な将来予測をパークは示している。本来「名誉の原理」を発揮すべき貴族が、民衆に阿り人間の自然的平等を訴えるパンフレットを大量に流通させることによって、民衆における社会観が水平化されてしまった。つまり、自由主義貴族の選挙工作は、単に大土地所有者や政治経験者の落選につながっただけでなく、フランスにおいて維持されていた階層的な社会観を、水平的な社会観へと突如として変容させてしまったとパークは分析しているのである³⁰⁾。

Ⅳ 全国三部会の開催とその国民議会への変容

前章では、人間の権利に基づいて特権身分と第三身分の対立を煽る著作の出版と流布による自由主義貴族の選挙工作がもたらした、回復しがたい社会秩序の変容に関するパークの分析を考察した。本章では、選挙を経て開催された全国三部会が国民議会へと変容し、フランス君主政が崩壊するまでの過程に関する、パークの分析を考察する。

平時においてはむしろ秩序の攪乱原因ともなるという、本稿の解釈を支持する事例のように思われる。

30) 人間集団の自己像の揮発性への注目は従来のパーク研究において無視されてきたように思われる。本稿はこの発想を、フランス革命の過程において革命当事者たちの自己像が書き換えられていくメカニズムを明らかにしたハント〔2020〕に負っている。

1 国民議会への変容—大臣の背信と高等法院の失策

自由主義貴族の選挙工作によってその構成が大きく損なわれてしまったものの、本来全国三部会の開催は、イングランド国制に似た古来の身分制議会への復帰と、フランス国制の完成をもたらすはずであったとして、パークは次のように述べる。

中断したとはいえ、あなた方の特権は記憶から失われていなかった。あなた方が国制を手離していた間それが荒廃していたのは確かだが、それでもあなた方は、気品も風格もある城の壁の一部と基礎の全てを失ってはいなかった。あなた方はその城壁を修復できたかもしれないし、従前のその基礎の上に再建することもできたかもしれない。あなた方の国制は完成しない前に停止させられてしまったが、しかし望みうる限りの最善にきわめて近い国制の要素は存在した (pp. 185-186/44-45 頁)。

パークによれば、古来の身分制議会は「真の君主政の重みによって全体が押さえられることで、個々の構成部分が各々割り当てられた位置から逸脱しないよう」構成されており、諸身分における個別の意見と利害の対立が「宇宙的調和」、「あらゆる軽率な決定に対する健全な抑制」、「熟慮」、「すべての変革を妥協の問題とする」ことによる「中庸」、「荒々しく粗野で限界のない改革がもたらす著しい害悪を防止するとともに、少数者であれ多数者であれ、恣意的権力を向う見ずに行使すること」を不可能とする「平衡感覚」を必然的にもたらしたはずであるという (pp. 185-187/46 頁、強調はパーク)。つまり、身分制議会の古来の様式が維持されていれば、各身分における代表者の資質の問題とはひとまずは独立した問題として、いずれかの身分が権力を独占して恣意的権力をふるい、個別利益を追求する政治的決定を行うことはなかったはずだ、という機構論的な観点からの好意的な評価をパークは下している。

しかしながら、1789 年に実際に開催された全国三部会は、「古来の道筋から大きく外れていた」。第一に、第三身分議員の定員が倍増しており、第二に、3 身分合同の審議が行われることが決定された。これら 2 つの変更によって、国民議会においては、第三身分が大きな決定力を持つこととなった。第三身分の定員倍増について、パークは「もしも諸身分が別々に行動することになっていたのであれば、〔中略〕その人数はいずれ大した重要問題とはならなかったであろう」と述べるにとどまり重大な変更とは見ていないが、国民議会の承認によって実現された一議員一票の投票による諸身分の合同審議は、第一・第二身分から数人が脱落しただけでも「2 つの身分の権力を第三身分に帰してしまう」ことを意味するため、きわめて深刻な問題であったと見る (pp. 194-195/54 頁)。全国三部会から国民議会への様式の変更を、パークはどのように認識していたのか。

全国三部会の様式の変更に関する経緯は、一般的には次のように説明されている。1788 年 12 月 27 日、政府は世論に譲歩して、翌年の全国三部会における第三身分の定数倍増を決定した。しかしながら先例通り各身分に一票を与えるのか、それとも各代表に一票を与えるのかについては結論を先送り、全国三部会開催時においてもなお決定されなかった。各身分に一票を与える場合、第一・第二身分対第三身分の対立構図に立つ愛国派からすれば、2 対 1 で常に第三身分が評決で敗れるため、各代表一票を支持するのは当然であった。これに対して、特権身分を中心に、古来の国制を維持するため、あるいは私益のため、先例に従った各身分一票を支持する声も少なくなかった。最終的な決着は良く知られている通り、1789 年 5 月 5 日の全国三部会開催直後の紛糾の中、6 月 17 日に第三身分が、身分の区別がなく合同審議を行う国民議会を宣言、20 日の「球戯場の誓い」において国民議会が国制の最終決定権力（いわゆる憲法制定権力）を有することを公にした。第三身分から

なる国民議会に第一身分の約半数と少数の第二身分が合流し、23日には国王による解散命令が出されるものの、27日には国王も国民議会に合流するよう特権身分に指示することを余儀なくされた。

パークは全国三部会の形式の改変、そして国民議会への合流の責任を「指導者たちの背信」、すなわち宮廷政府における大臣の裏切り行為に帰している。大臣は、全国三部会議員選挙以来、(第一・第二身分からなる)特権身分対第三身分という対立構図が醸成され過激化した世論を前にして、全国三部会の開催を延期あるいは中止することなく、むしろ国王ルイ16世に対して、「民衆に無制限の信頼を置くよう進言」したという(p. 190/49-50頁)。大臣が国王に対してこのような進言を行った動機に関するパークの認識は、本稿第2章において示した、革命以前の宮廷政府の「革新の精神」に対する寛容な態度を補助線としつつ、全国三部会開催時期における大臣に対するパークの以下の批判を参照することで明らかとなる。

あなた方の指導者たちに、すべての先達やすべての同時代人を軽蔑するようことを教え、そして彼ら自身が真に軽蔑すべき存在になってしまうまさにその瞬間まで自らを蔑視することすら教えた、あの誇大で傲慢な思弁によって得られたものを数え上げるがよい。あの偽の光に導かれたことで、正真正銘の幸いを購うために他のどんな国民が支払った値段よりも高価に、フランスは紛れもない災難を購ってしまったのである(p. 189/49頁)。

光の比喩を用いて表現される、先人や他人の知恵、さらに(過去に属するものとみなされる限りで)自分自身の知恵に対する軽蔑を伴う「誇大で傲慢な思弁」は「革新の精神」のより批判的な表現であると考えてよいであろう。全国三部会開催決定以降の急激な世論の変動の中、政府は「偽の光」である「革新の精神」の主張に軽率に導かれてしまった結果、古来の国制の様式を軽視する決定が行われてしまった、とパークは分析したのである³¹⁾。

フランス古来の国制の様式の改変の責任の一端は「革新の精神」を過度に寛容した大臣にあるというパークの認識は『省察』では簡素かつやや曖昧に表明されているが、フランス革命の進展とともにパークはこの認識をより強めている。『フランスの国情についての考察』(1791)において、「思弁的な著述家であることへの栄光」への「極端な渴望」を持つ財務長官ネッケル(Jacques Necker, 1732-1804)を含む「国王の顧問官たち」が、全国三部会招集に前後して、「皆一様に国王の心に貴族、聖職者、司法官の団体への強い反感を吹き込んできた」とパークは指摘する。パークによれば、大臣たちによるルイ16世への進言は次のようなものであった。

国王は二度も聖職者、貴族そして司法官それぞれの最高位からなる会議(名士会)を招集してきたし、彼は自分でこれらの会議のすべての成員を指名した。このように選拔されたにもかかわらず、彼らは国王の意思に対して個別に示していた恭順を、集合的な団体においては示さなくなったことを国王は悟られた。それゆえに彼によって選ばれるのではないがこれと同じ種類の人々から構成されるはずの全国三部会において、国王がその権威を少しでも保持するための

31) 異なる解釈として、Bourke [2015] p. 709を参照せよ。Bourkeはパークのいう「指導者たちの背信」を大臣ではなく高等法院の裏切りを指すものと解釈しているが、この表現が登場するパラグラフは「これだけでも(他には何もないと仮定した上であるが)あなた方と人類にとって取り返しのつかない災難である」(p. 190/50頁)という一文で二分されており、「指導者たちの背信」はその前半、パリ高等法院の失策はその後半で論じられていることから、「指導者たち」をパリ高等法院とみなすBourkeの解釈は受け入れがたい。これに起因して、Bourkeが宮廷大臣にほとんど言及しない点も本稿の解釈とは異なる。

唯一の手段は、第三身分以外には存在しない。ここにおいてのみ、国王は自身を困難な状況から解放して明確かつ恒久的な権威に据える希望を抱きうるであろう。

パークによれば、国王及び大臣も、貴族、聖職者、司法官を、その後のフランス革命が遂行したほど完全に破壊する意図はなかったものの、大臣の進言によって、ルイ 16 世は「貴族、聖職者、団体的司法官を貶め格下げしようという欲目に惑わされて滅亡した」³²⁾。つまり、名士会において貴族層の反対に直面した宮廷政府は、全国三部会の様式を改変して第三身分の権力を強化することで、宮廷主導の改革を妨害する特権身分の抵抗を挫くことを画策したとパークは考察している³³⁾。

『省察』の記述に戻ると、パークは大臣への批判に続けて、パリ高等法院も古来の様式の改変の責任を負うとして強く批判している。18 世紀後半を通じて王権と対立してきたパリ高等法院は、宮廷政府による古来の国制の改変を食い止める最後の牙城のはずであった。しかしながら高等法院は、政府の決定を黙認するだけでなく、国王に対して「諸身分を召集するにあたって、王座を支持するための彼らの溢れんばかりの過剰な熱意を除いて恐れるものは何もあります」と進言することで、改変された様式における全国三部会の開催をむしろ後押ししたとパークは批判する (p. 190/50 頁)³⁴⁾。

『ある国民議会議員への書簡 *A Letter to a Member of the National Assembly*』(1791)においてパークは、大幅な民衆への譲歩がもたらすと予想される危険に対してパリ高等法院がいかなる予防策をも講ずることなく「古来の国制を蘇生させるという口実の下」、「あたかも名前が事物それ自体であるかのように as if names were things」、「国王の大臣たちが第三身分の代表全体を、またかなりの程度聖職者のそれも同様に新たに構成し直し、そして諸身分の古来の相互関係を破壊するのを許してしまった」と批判的に指摘する³⁵⁾。つまり、パリ高等法院は「古来の国制」である身分制議會の名目上の復活にこだわったため、それが大臣によって実質的に改変されたことを黙認したとパークはみなしたと考察される。

パリ高等法院が全国三部会の開催に拘泥し、大臣が民衆に対する全幅の信頼を寄せるよう国王に進言したことで、国王は選挙中に醸成された党派的な世論に対する「善意と愚昧を区別する手立て、備え、注意」を怠った状態で、「いまだかつて試みたこともない危険で冒険的な政策」—第三身分の定員増の決定と、国民議會への特権身分の合流を指示する政府の譲歩のことを指すと思われる—を実行した。それによって、ついに自由主義貴族の選挙工作によって当選した「無謀にして不誠実な人間の徒党」とパークが呼ぶ、「人間の権利」を武器に私益の実現を図る愛国派が実権を握ることとなる (p. 190/50 頁)。

そして、正統にして寛容な国王に対する、愛国派率いる国民議會の反逆によってフランス君主政が崩壊する瞬間を、パークは次のように描写する。

32) Burke [1989b] pp. 372–374, 邦訳 726–728 頁。同様の認識は『弑逆書簡』の「第二書簡」でも繰り返されている (Burke [1991b] p. 290)。

33) 政府による性急な改革が革命の短期的要因の一つとなったとパークは認識したという本稿の解釈は、Conniff ではなくむしろ Freeman の解釈と一致する。

34) パークは常にパリの高等法院にのみ言及しており、彼がその他地方の高等法院についてどのように考えていたのかは不明である。

35) Burke [1989a] pp. 327–328, 邦訳 567–568 頁。

この上なく不当な篡奪者や、この上なく残忍な暴君に対して立ち上がったとしてこれまでに知られているいかなる民衆にも見られなかったほどの狂気、狼藉、侮辱を伴った、穏和で正統な国王に対するフランス人の反逆を人類は目撃した。彼らの抵抗は譲歩に対してなされた。彼らの反抗は保護に対して向けられた。彼らの打撃は、慈悲と好意と免責を差し出す手に向けられたのである (pp. 190-191/50 頁)。

こうしてパークのフランス革命分析は、時系列的にはこのフランス君主政の崩壊をもって一つの区切りを迎える。本節の分析から明らかなように、宮廷政府とパリ高等法院の失策が、選挙工作によって当選した「人間の権利」に訴える愛国派議員を政治の舞台に引き入れてしまったため、古来のフランス王国は終焉を迎えたのである。

2 君主政の崩壊―「相続の理念」に関する名誉革命との比較論

これまでの考察において、パークが批判する「革新の精神」とは、先人や他人の知恵、さらには過去の自分自身の知恵に対する軽蔑を伴う「誇大で傲慢な思弁」、すなわち新奇性を好む一種の思考様式を意味することを確認することができた。本節では、パークが「革新の精神」に明示的に言及しつつそれと対比して称賛する、イングランドの持続する思考様式である「相続の理念 the idea of inheritance」(p. 184/44 頁)について考察することで、「革新の精神」の意味内容をより具体化したい。

「相続の理念」とは、「我々の自由を主張し要求するにあたって、それを、祖先から発して我々に至り、さらには子孫にまで伝えられるべき 限嗣相続財産 an *entailed inheritance* とすること」(pp. 183-184/43 頁、強調はパーク) というイングランドの伝統的な政治的思考様式を意味する。パークによればイングランドにおける「相続の理念」は、「深刻な反省」によるよりもむしろ「自然に服従したための幸福な結果」である (p. 184/43 頁)。ここで「自然」とは第二の自然としての慣習を意味すると考えられることから、イングランド人は「相続の理念」を慣習によって体得していたとされる³⁶⁾。

パークはイングランドでは「相続の理念」が思考様式として維持されたことによって「自然という原型に倣って作動する国制の方針 a constitutional policy, working after the pattern of nature」(p. 184/44 頁) が、また同一内容の類似表現として「我々の人為的制度における自然との調和 a conformity to nature in our artificial institution」(p. 185/45 頁) が、実現されてきたことを強調する。まず「国制の方針」および「我々の人為的制度」とは、国王、貴族院、庶民院からなる議会だけでなく、国王位や貴族院への登壇資格である爵位の世襲制、都市や地方に応じて異なる特権としての庶民院議員の選挙権・被選挙権に関する制度的規定を含む、歴史的に形成された政治制度の総体としてのイングランド国制を指す (p. 184/43 頁)。次に、繰り返し訴えられている「自然」とは、「我々が財産と生命を享受し伝達する」様式 (p. 184/44 頁)、すなわち一つの家族における父から子、子から孫への財産の世襲相続によって定義される家族という人的結合の様式を意味している³⁷⁾。「相続の理念」によって国制と相続財産の類比が促されることで、イングランド人は「我々

36) パークが「相続の理念」をイングランド人の慣習的な思考様式として定式化する際にコモン・ロー法学者の思考様式を利用したことに関する古典的な研究として Pocock [1960] を参照せよ。

37) パークは国制と自然の類比にとどまらず、継承と獲得によって変化する財産所有状況によって可視化される、

の政治体の骨格に血縁の似姿を与えてきた」すなわち「国制」という相続財産を代々継承する、一つの家系にも似た「イングランド人」という集合的な国民意識を作り上げてきたのだとバークは論じる (p. 185/45 頁)³⁸⁾。

国民と国制をそれぞれ家系と相続財産に類比することがもたらす具体的な効果をバークは3点挙げている。第一に、国制に「構成部分の多様性における統一性」をもたらす効果がある (p. 184/44 頁)。第二に、「改善を行うに際して決して完全に新しくなるということではなく、維持するに際して決して完全に古臭くなるということもない」という効果、つまり国制における欠点の改善と長所の維持を両立する効果がある (pp. 184-185/44 頁)。第三に、「あたかも列聖された祖先の面前で常に行為することで、それ自体において無秩序や極端に陥りがちな自由の精神が、畏敬を伴った重みによって抑制される」ことで「我々の政治制度への敬意をもたらす」効果がある (p. 185/45 頁)。これら3つの効果を約言すれば、「相続の理念」とは、政治秩序の共時的かつ通時的一貫性と安定性をもたらす思考様式といえるだろう。ただしバークの理解では、イングランド人は「相続の理念」を、それが政治秩序に及ぼす効果を期待して維持してきたわけではないことに注意を促したい。先述の通り「相続の理念」はイングランド人の慣習的な思考様式であることから、彼らはいわば知らず知らずのうちに「相続の理念」の便益を享受していたといえる。そしてバークは「相続の理念」の効果を言語化することで、慣習的に維持されてきた「相続の理念」を積極的に擁護したのであった³⁹⁾。

バークにとって、フランスにおける「相続の理念」の担い手とは誰だったのであろうか。宮廷政府は「革新の精神」に迎合的であったとバークは認識していたため、「相続の理念」を有する主体として想定されていない。バークは『ある国民議会議員への書簡』において、パリ高等法院を「王

時空間において普遍的な社会の階層秩序が、究極的には「神意 Providence の賜物」あるいは「驚異的な知性の配剤」すなわち創造主としての神の知性によって決定されていると論じることで、「相続の理念」によって、人為的国制が自然を介して神意と調和するという壮大なレトリックを展開する (p. 184/44 頁)。このレトリックの目的は、自然を神意と結びつけることで、その自然と調和するイングランド国制およびその調和を実現する「相続の理念」を積極的に価値づけることだと思われる。そのため、いったん自然と神意の一致が論じられた後には、神意や神の配剤といった宗教的語彙は姿を消している。

38) 半澤孝磨が『省察』の「解説」でいみじくも指摘しているように、バークは「British Constitution は自然そのものであるとは決して言わない」(半澤 [1997] 412 頁)。イングランド人は自然の秩序に似た様式で古来の国制を扱うことによって数々の便益を享受してきたのだとバークは述べているのであり、国制と自然との間に厳密な論理関係は存在しない。それゆえ本稿の解釈は、バークにおける人為的国制と自然の概念を同一視しているように思われる土井美徳の解釈 (土井 [2010a], 土井 [2010b], 土井 [2017]) とは異なる。

39) 本稿の分析を踏まえると、「相続の理念」を根拠として行われる「革新の精神」に対するバークの批判は、(貫 [2017] で詳論した)「深慮」の徳を根拠として行われる、効果が実証されていない政治上の実験に対する批判とは、矛盾しているわけではないもののやや位相を異にする批判であるように思われる。それゆえ、バークの「保守主義」として経験主義に根差した伝統主義のみを強調する、海外では Hampsher-Monk (Hampsher-Monk [1992], Hampsher-Monk [2012], Hampsher-Monk [2014]), 国内では真嶋正己 (真嶋 [2017]) に代表される解釈は、バーク「保守主義」の複数性を把握し損ねているように思われる。バークが「保守主義」を使い分ける理由あるいは動機の解明は、別稿で行う予定である。

国の古来の法、慣習、制度の番人」⁴⁰⁾と表現していることから、パークにとってフランスにおいて「相続の理念」を体現するのは高等法院であったと思われる。同書においてパークは宮廷政府以上に高等法院に対してより重い責任を追及している⁴¹⁾。ただしパークは高等法院を「相続の理念」を欠いていたと批判しているのではない。むしろ高等法院が「相続の理念」を有しており「古来の国制」に対して強い愛着を抱いていたからこそ、その復活に拘泥し、宮廷政府による様式の改変を全国三部会の開催それ自体に比べれば些細な問題であると見なして黙認してしまったことを、パークは批判している。宮廷政府が「革新の精神」に導かれ、高等法院が「古来の国制」の保護者としての義務を（意図せざる結果として）放棄してしまったことで、フランスの政治秩序は破壊され、「人間の権利」をイデオロギーとする愛国派議員が一院制議会において実権を握る「専制的な民主政」に途を開いたとパークは分析したのである⁴²⁾。

V 結論と課題

本稿は、「なぜフランス君主政は崩壊したのか」という問いに対するパークの認識の解明に努めてきた。結論として、本稿の分析結果をまとめたい。

ルイ 16 世即位以降の宮廷政府は自発的かつ積極的に改革を推進していたものの、「革新の精神」に対する過度に好意的な態度は、後の君主政崩壊の原因ともなった。ただし革命前のフランス社会では君主政の打倒は全く目指されておらず、古来の様式に基づいた全国三部会の復活によって、絶対君主政を制限君主政に穏やかに改革していこうという意見しか存在しなかった。

しかしながら、貴族、宮廷政府、そして高等法院という旧体制フランスにおける政治エリートたるべき主体の相次ぐ背信と失敗によって、事態は急速な転回を遂げる。全国三部会選挙において、「人間の権利」に訴える平等主義的著作の大量の出版、流通によって行われた自由主義貴族の選挙工作は、特権身分と第三身分の関係を敵対的に把握する世論を短期間に形成することに成功した。その結果、第一・第三身分の貴族層および政治経験者が落選し、「人間の権利」を利用して私益の実現を目論む、法律実務家や地方の貧困な下級聖職者などが多く当選した。また、革命前から「革新の精神」に寛容であった大臣を中心とする宮廷政府は、古来の身分制議会としての全国三部会の形式を軽視し、平等を求める突発的な世論に迎合することで、まず第三身分の定数増を決定し、次いで国民議会による 3 身分合同審議の決定に譲歩してしまった。さらに、フランス法の保護者であり、王権にしばしば不合理なまでに反発してきたはずのバリ高等法院は全国三部会の開催にこだわったため、この最も重要な段階においては宮廷政府の決定に疑義を唱えなかった。こうして身分別の全国三部会は一院制の国民議会へと変容し、さらに第三身分を中心とする平等主義的かつ利己的な愛国派が国民議会の中で実権を握ることで、フランスの統治機構は絶対君主政から絶対民主政

40) Burke [1989a] p. 328, 邦訳 568 頁。

41) Burke [1989a] pp. 326-328, 邦訳 566-569 頁。

42) Bourke によれば、高等法院は君主政に抵抗する武器として愛国派議員が大量当選した国民議会を利用したとパークは考察した (Bourke [2015] p. 709)。しかしながら Bourke の解釈は、『省察』の記述における高等法院を王権の背信者と見なしたことに起因する誤解であると考えられる。高等法院は王権に対する抵抗心ではなく「古来の国制」に対する盲目的な愛着心によって、無自覚的に革命に加担したとパークは考察したのである。

へと変容した。

また本稿では、パークがフランス革命と英仏の内乱および名誉革命を比較することで、「名誉の原理」と「相続の理念」という原理的な思想を提示し、積極的に擁護したことも明らかにした。「名誉の原理」とは、社会秩序において自らが占めるべきだと想定する地位に就くことに名誉を感じるという、社会の指導者的存在が備えるべき資質であり、社会が混乱、分裂する内乱において発揮されることで、社会秩序を回復し内乱を収束させる効果を有していた。自由主義貴族の裏切りは現世代の「名誉の原理」を破壊するだけでなく、平等主義的世論を形成したことで将来世代の貴族が「名誉の原理」を発揮する期待をも砕いたとパークはみなした。「相続の理念」とは、あたかも一家系が財産を世襲相続するかのように、集合的国民が古来の国制を継承する思考様式であり、国制に通時的かつ共時的な統一性を与え、国制に対する敬意をもたらすことで、政治秩序を安定的に維持する効果を有していた。名誉革命ではイングランド人が慣習的に備えていた「相続の理念」によってイングランドの政治秩序は安定的に維持されたのに対して、フランス革命では、「相続の理念」の担い手であったはずのバリ高等法院が古来の国制の名目上の復活に拘り、「革新の精神」に迎合する宮廷政府の大臣の決定を支持してしまったため、フランスの政治秩序は破壊されたとパークは考察した。

本稿の分析によって、「なぜフランス君主政は崩壊したのか」という問いに対してパークは、病的な野心に取り付かれた自由主義貴族、「革新の精神」に基づいて性急に改革を進めようとする宮廷政府、状況判断を伴うことなく古来の国制への復帰に拘泥するバリ高等法院という3つの統治エリートの主体の背信と失策が絡み合うことで、各主体の意図を超えてフランスの社会秩序の崩壊と政治秩序の崩壊が連鎖する複合的な革命分析を提示したことが示された。パークはフランス君主政の崩壊を、革命前フランスの前提条件から演繹することができない、突発的かつ偶然的な政治的失敗として把握したのである⁴³⁾。

最後に、本稿の課題として、革命前の段階から進行していた文人と貨幣利害によるフランス社会における信仰・道徳観・社会観の長期的変容の論理的必然としてフランス革命を把握するパークの革命分析と、(本稿で析出した)フランス君主政の短期的かつ偶然的な崩壊としてフランス革命を把握する革命分析の連関の解明が挙げられる。本稿の解釈では「人間の権利」の普及は啓蒙思想が世間に時間をかけて浸透した結果ではなく全国三部会選挙において発生した突発的なものとパークは認識していたため、「人間の権利」と「啓蒙」の関係についてのパークの認識も再考される必要がある。フランス啓蒙思想がいかなる経路を経て革命に入り込んでくるのかを分析することで、パークの「啓蒙」理解について、さらなる理解を深めることができるであろう。

43) パークがフランス革命に突発的かつ偶然的な政治的失敗として把握したことは、フランス革命分析におけるパークとの類似性がしばしば指摘されるトクヴィルとの相違点とみなし得るように思われる(フランス革命分析に関するパークとトクヴィルとの類似性については、例えば岸本 [2000] 607 頁, Bourke [2015] p. 926, Sato [2018] pp. 115-116 において言及がある)。トクヴィルはフランス革命を旧体制の時代から続く中央集権化と階層的社会的観の解体という傾向の長期的帰結として捉え、フランス革命という事件それ自体の歴史的意味をあまり重視しなかったとされる(フュレ [1989] 239-293 頁)。これに対してパークは、本稿の分析が明らかにしたように、フランス革命を突発的で偶然的な出来事、つまり旧体制の為政者の判断次第では避けられた事件として重視する視角をトクヴィルよりもはっきりと有していると考えられる。

参考文献

- Burke, Edmund, *The Correspondence of Edmund Burke, Volume VI*, in Alfred Cobban and Robert A. Smith (eds.), The University of Chicago Press, Chicago, Illinois, 1967.
- Burke, Edmund, 'Letter to a Member of the National Assembly', in L. G. Mitchell (ed.), *The Writings and Speeches of Edmund Burke: Volume VIII*, Clarendon Press, 1989a, Oxford, pp. 294-335. [エドモンド・バーク「フランス国民議会議員への手紙」, 中野好之編訳『バーク政治経済論集』所収, 法政大学出版局, 535-575頁。なお本書を含め訳文は適宜改めた。]
- Burke, Edmund, 'Thoughts on French Affairs', in *The Writings and Speeches of Edmund Burke: Volume VIII*, 1989b, pp. 338-386. [エドモンド・バーク「フランスの国情についての考察」『バーク政治経済論集』所収, 693-738頁。]
- Burke, Edmund, 'Letter to a Noble Lord', in R. B. McDowell (ed.), *The Writings and Speeches of Edmund Burke: Volume IX*, Clarendon Press, Oxford, 1991a, pp. 145-187. [エドモンド・バーク「一貴族への手紙」『バーク政治経済論集』所収, 801-849頁。]
- Burke, Edmund, 'Second Letter on a Regicide Peace', in *The Writings and Speeches of Edmund Burke: Volume IX*, 1991b, pp. 264-296.
- Burke, Edmund, *Reflections on the Revolution in France*, in J. C. D. Clark (ed.), Stanford University Press, Stanford, California, 2001. [エドモンド・バーク『フランス革命の省察』半澤孝磨訳, みすず書房, 1997年。]
- Burke, Edmund, 'Appeal from the New to the Old Whigs', in *The Writings and Speeches of Edmund Burke: Volume IV*, 2015, pp. 365-477. [エドモンド・バーク「新ウィッグから旧ウィッグへの上訴」『バーク政治経済論集』所収, 577-692頁。]
- Bourke, R., "Edmund Burke and Enlightenment Sociability: Justice, Honour and the Principles of Government", *History of Political Thought*, Vol. XXI, No. 4, 2000, pp. 632-656.
- Bourke, R., *Empire & Revolution: The Political Life of Edmund Burke*, Princeton University Press, Princeton and Oxford, 2015.
- Boulton, J. T., 'The Reflections: Burke's Preliminary Draft and Methods of Composition', in *Durham University Journal*, Vol. 45, No. 3, 1953, pp. 114-119.
- Clark, J. C. D., 'Introduction', in *Reflections on the Revolution in France*, 2001, pp. 23-111.
- Conniff, J., *The Useful Cobbler: Edmund Burke and the Politics of Progress*, State University of New York Press, Albany, 1994.
- Doyle, W., *The Oxford History of the French Revolution, Third Edition*, Oxford University Press, Oxford, 2018.
- Freeman, M., *Edmund Burke and the Critique of Political Radicalism*, Basil Blackwell, Oxford, 1980.
- Hampsher-Monk, I., 'Edmund Burke', in *A History of Modern Political Thought: Major Political Thinkers from Hobbes to Marx*, Blackwell Publisher, Oxford and Cambridge, Massachusetts, 1992, pp. 261-304.
- Hampsher-Monk, I., 'Reflections on the Revolution in France', in David Dwan and Christopher Insole (eds.), *Cambridge Companion to Edmund Burke*, Cambridge University Press, New York, NY, 2012a, pp. 195-208.
- Hampsher-Monk, I., 'Burke's Counter-Revolutionary Writings', in *Cambridge Companion to Edmund Burke*, 2012b, pp. 209-220.
- Hampsher-Monk, I., 'Editor's introduction', in Edmund Burke, *Revolutionary Writings*, Cambridge University Press, Cambridge, 2014, pp. xi-xxxvi.
- Hopper, A. J., 'The Self-Fashioning of Gentry Turncoats during the English Civil Wars', *Journal of British Studies*, Vol. 49, No. 2, 2010, pp. 236-257.
- Kelly, G. A., 'The Machine of the Duc D'Orléans and the New Politics', *The Journal of Modern History*, Vol. 51, No. 4, 1979, pp. 667-684.
- Lock, F. P., *Burke's Reflections on the Revolution in France*, Routledge, 2010, New York, NY, originally published from George Allen & Unwin, Boston and Sydney, 1985.

- Lock, F. P., *Edmund Burke, Volume II: 1784-1797*, Clarendon Press, Oxford, 2006.
- O Gorman, F., *Edmund Burke: His Political Philosophy*, George Allen & Unwin, London, 1973.
- Pocock, J. G. A., 'Burke and the Ancient Constitution: A Problem in the History of Ideas,' *The Historical Journal*, Vol. 3, No. 2, 1960, pp. 125-143.
- Pocock, J. G. A., 'The Political Economy of Burke' s Analysis of the French Revolution,' in *Virtue, Commerce, and History: Essays on Political Thought and History, Chiefly in the Eighteenth Century*, Cambridge University Press, Cambridge, 1985, pp. 193-212, originally published in *Historical Journal*, Vo.25, No.2, 1982, pp. 331-49.
- [J・G・A・ポーコック「パークのフランス革命分析の政治経済学」,『徳・商業・歴史』所収, 田中秀夫訳, みすず書房, 1993 年, 371-409 頁。]
- Pocock, J. G. A., 'Introduction,' in Edmund Burke, *Reflections on the Revolution in France*, J. G. A. Pocock (ed.), Hackett Publishing Company, Cambridge, Indianapolis, 1987, pp. vii-lvi.
- Pocock, J. G. A., 'Edmund Burke and the Redefinition of Enthusiasm: The Context as Counter-Revolution,' in *The French Revolution and the Creation of Modern Political Culture, Vol. 3: The Transformation of Political Culture 1789-1848*, Francois Furet, Mona Ozouf (eds.), Oxford, Pergamon Press, 1989, pp. 19-43.
- Sato, S., *Edmund Burke as Historian: War, Order and Civilisation*, Palgrave Macmillan, Cham, 2018.
- Somerser, H. V. F., 'A Burke Discovery,' in *English: Journal of the English Association*, Volume 8, Issue 46, 1951, pp. 171-178.
- Stanlis, P. J., *Edmund Burke and the Natural Law*, The University of Michigan Press, Binghamton, N. Y, 1958.
- 犬塚元 「エドモンド・パーク, 習俗(マナーズ)と政治権力」『国家学会雑誌』第 110 巻第 7・8 号, 1997 年, 607-667 頁。
- 荻谷千尋 「名誉の殿堂—後期パークにおける美德と名誉の観念」『政策科学』第 19 巻第 4 号, 2012 年, 195-210 頁。
- 岸本広司 『パーク政治思想の展開』お茶の水書, 2000 年。
- ハント, リン 『フランス革命の政治文化』松浦義弘訳, 筑摩書房, 2020 年。
- 佐藤一進 『保守のアポリアを超えて—共和主義の精神とその変奏』NTT 出版, 2014 年。
- 柴田三千雄 『フランス革命はなぜ起こったか—革命史再考』福井憲彦・近藤和彦編, 山川出版社, 2012 年。
- 柴田三千雄・樺山紘一・福井憲彦編『世界歴史体系 フランス史 2-16 世紀~19 世紀なかば』山川出版社, 1996 年。
- 高橋和則 「エドモンド・パークの政治思想」博士論文, 中央大学, 2017 年。
- 土井美德 「エドモンド・パークの政治的保守主義—神の摂理としての自然と『古来の国制』」『創価法学』第 40 巻第 1 号, 2010 年 a, 91-129 頁。
- 土井美德 「時効の政治学としての『古来の国制論』—パークの保守主義とイギリス立憲主義」『創価法学』第 40 巻第 2 号, 2010 年 b, 25-62 頁。
- 土井美德 「国家・古来の国制・文明社会」中澤信彦・桑島秀樹編『パーク読本—〈保守主義の父〉再考のために』昭和堂, 2017 年, 246-267 頁。
- 貫龍太 「エドモンド・パーク『フランス革命の省察』における熱狂と政治社会—ブライス受容と批判の分析から」『経済論叢』第 191 巻第 4 号, 2017 年, 15-38 頁。
- 貫龍太 「エドモンド・パーク『フランス革命の省察』におけるアングリカン信仰の二原理—教会論における〈宗教の導き〉と〈宗教の慰め〉に着目して」『イギリス哲学研究』第 44 号, 2021 年, 13-30 頁。
- 半澤孝彦 「解説」『フランス革命の省察』, 1997 年, 391-417 頁。
- フェレ, フランソワ 『フランス革命を考える』大津真作訳, 岩波書店, 1989 年。
- 真嶋正己 「アメリカ革命とフランス革命」中澤信彦・桑島秀樹編『パーク読本』, 2017 年, 42-68 頁。
- マフティー, ピーター 『フランス革命史—自由か死か』永見瑞木・安藤裕介訳, 白水社, 2022 年。
- モルネ, ダニエル 『フランス革命の知的起源(上・下)』坂田太郎・山田九朗監訳, 勁草書房, 1969-1971 年。
- 山崎耕一 『フランス革命—「共和国」の誕生』刀水書房, 2018 年。